

令和元年経済産業省告示第5号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第三項及び第四項の規定により、次のとおり同条第一項及び第二項の規定による指定を取り消したので、同法第百五十九条第一項第十七号の規定に基づき告示する。

令和元年五月二十日

経済産業大臣 世耕 弘成

指定年月日	指定の取消しを行う特定標準器	指定の取消しを行う特定副標準器
平成二十七年四月一日	計量法第百三十四条第一項の規定により指定されたキログラム原器であつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	計量法第百三十四条第二項の規定により指定された標準分銅であつて、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの